

「部活動（運動部・文化部）における各種大会・対外試合等の取扱いについて」〔抜粋〕  
（山口県教育委員会から令和2年6月24日付け事務連絡で各県立学校長宛に通知されたもの）

県教委では、部活動（運動部・文化部）における各種大会・対外試合等を、下記のとおり取り扱うこととしましたので、各学校において適切に対応いただきますようお願いいたします。

○ 各種大会・対外試合等の取扱いについて

各種大会・対外試合等の県外の取扱い（会場及び対戦チーム等）については、6月27日（土）から可能とする。

実施に当たっては、以下の事項に留意し、各学校において適切に判断すること。

※各種大会・対外試合等の実施に向けた留意点

- ・ 学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会・対外試合等への参加の必要性を判断すること。また、大会等に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会等におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じること。
- ・ 対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じること。
- ・ これらの留意点について、学校内での共通理解の下、生徒とその保護者にも説明し、了解を得た上で活動すること。